

※ホームページへの掲載に当たっては、白紙のページを省略しています。
そのため、ページ番号が連続しない場合がありますが、落丁ではありません。

令和4年度

財政援助団体等監査結果報告書

令和5年2月

新宿区監査委員

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第 9 項の規定に基づき、
令和 4 年度財政援助団体等監査の結果に関する報告を決定したので、次
のとおり提出する。

令和 5 年 2 月 14 日

新宿区監査委員	白 井	裕 子
同	小 池	勇 士
同	國 井	政 利
同	井下田	栄 一

目 次

I 監査の概要

第1 監査の種類及び目的	1
第2 監査の対象	1
第3 監査の日程	1
第4 監査の実施内容及び実施方法	2
第5 監査の主な着眼点	2
別表1 監査実施団体及び所管部局	4
別表2 監査日程	5

II 監査の結果

第1 団体別監査結果	7
1 補助金等交付団体	7
(1) 一般社団法人新宿観光振興協会	7
(2) 社会福祉法人結の会	9
(3) 社会福祉法人三篠会	10
(4) H I T O W A キ ャ ッ プ ラ イ フ 株 式 有 限 公 司	12
(5) 社会福祉法人省我会	15
(6) 社会福祉法人若草福社会	18
(7) 西新宿五丁目北地区防災街区整備事業組合	21
2 補助金等交付団体、出資団体及び指定管理者	23
社会福祉法人新宿区社会福祉事業団	23
3 補助金等交付団体及び指定管理者	28
(1) 社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会	28
(2) 株式会社東急キッズベースキャンプ	31
4 指定管理者	33
(1) 戸塚地域センター管理運営委員会	33
(2) 落合第二地域センター管理運営委員会	35
(3) 公益財団法人新宿未来創造財団	37
(4) 医療法人財団厚生協会	41
(5) 生活協同組合・東京高齢協	43
(6) ライクアカデミー株式会社	46
(7) 新宿中央公園パークアップ共同体	48
第2 まとめ	50

I 監査の概要

I 監査の概要

第1 監査の種類及び目的

地方自治法（以下「法」という。）第199条第7項の規定による財政援助団体等監査である。

新宿区監査基準第3条第1項第3号に準拠し、法第199条第7項に規定する財政的援助を与えているもの、出資しているもの、借入金の元金又は利子の支払を保証しているもの、受益権を有する信託の受託者及び公の施設の管理を行わせているものの当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているかについて、監査を実施した。

[監査の対象となる団体]

- ① 補助金等交付団体（補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助（以下「補助金等」という。）を与えている団体をいう。以下同じ。）
- ② 出資団体（資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上を出資している団体をいう。以下同じ。）
- ③ 不動産信託の受託者
- ④ 公の施設の管理を行わせている団体（以下「指定管理者」という。）

また、財政援助団体等監査と併せて、法第199条第1項及び第5項の規定に基づき、団体に対する所管部局の指導監督が適切に行われているかなどについての随時監査を実施した。

なお、本報告書は、監査基準第16条に準拠し、作成したものである。

第2 監査の対象

今回監査を実施した団体は、令和3年度における補助金等交付団体、出資団体、不動産信託の受託者及び指定管理者のうち、別表1に掲げる17団体である。なお、各団体の所管部局は、別表1のとおりである。

第3 監査の日程

令和4年9月6日（火）から令和5年1月26日（木）まで

第4 監査の実施内容及び実施方法

監査委員は、監査委員の命を受けた事務局職員が行う監査の報告を受け、実地監査又は各団体及び所管部局の職員の出席を求めた監査質問を実施した。

1 補助金等交付団体及び出資団体

(1) 団体

補助金等交付団体及び出資団体の概要、定款、令和3年度決算書、令和3年度事業報告書及び実績報告書等の関係書類の提出を事前に求め、監査日程（別表2）により、補助金等の執行状況や出資団体の運営状況について、補助金等交付団体及び出資団体の会計帳簿や証拠書類との突合を行った。また、併せて関係者からの説明を聴取し質疑を行った。

(2) 所管部局

事前に提出された補助金等交付申請、交付決定等に係る関係書類及び補助金等交付要綱並びに出資に係る事業報告書を基に、補助金等交付団体及び出資団体の関係書類との突合を行った。また、併せて担当者等から説明を聴取し質疑を行った。

2 指定管理者

(1) 団体

指定管理者の概要、定款、基本協定書、令和3年度協定書、令和3年度決算書、令和3年度事業報告書及び実績報告書等の関係書類の提出を事前に求め、監査日程（別表2）により、協定書に基づいた管理業務内容及びその事務処理について、指定管理者の会計帳簿や証拠書類との突合を行った。また、併せて関係者からの説明を聴取し質疑を行った。

(2) 所管部局

事前に提出された協定書に定める各種報告書、事業評価結果等の関係書類を基に、指定管理者の関係書類との突合を行った。また、併せて担当者等から説明を聴取し質疑を行った。

第5 監査の主な着眼点

1 補助金等交付団体

(1) 団体

ア 補助金等に係る事業は、計画及び交付条件に沿って適正かつ効果的に行われているか。

イ 補助金等に係る収支の事務処理は、適正に行われているか。

(2) 所管部局

ア 補助金等に係る事業の効果及び履行の確認は、適切に行われているか。

イ 補助金等交付団体への指導監督は、適切に行われているか。

2 出資団体

(1) 団体

ア 出資団体の事業等は、出資の目的に沿って適正かつ効果的に運営されているか。

イ 会計経理及び財産管理は、適正に行われているか。

(2) 所管部局

出資団体への指導監督は、適切に行われているか。

3 指定管理者

(1) 団体

ア 公の施設の管理は、協定に基づき適正かつ効率的に行われているか。

イ 管理業務に係る事務処理は、適正に行われているか。

(2) 所管部局

ア 指定管理者制度を導入した目的、趣旨が達成されているか。

イ 指定管理者への指導監督は、適切に行われているか。

別表1 監査実施団体及び所管部局

○…今年度監査対象 *…今年度監査対象外

No.	団体名	区分				監査対象所管課
		補助金	出資	信託	指定管理	
1	戸塚地域センター管理運営委員会				○	地域振興部 戸塚特別出張所
2	落合第二地域センター管理運営委員会				○	地域振興部 落合第二特別出張所
3	公益財団法人新宿未来創造財団	*	*		○	地域振興部 生涯学習スポーツ課
4	一般社団法人新宿観光振興協会	○				文化観光産業部 文化観光課
5	社会福祉法人新宿区社会福祉事業団	○	○		○	福祉部 地域福祉課 福祉部 地域包括ケア推進課 福祉部 高齢者支援課 福祉部 介護保険課 福祉部 生活福祉課 子ども家庭部 子ども家庭課
6	社会福祉法人結の会	○				福祉部 障害者福祉課
7	社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会	○			○	福祉部 障害者福祉課
8	医療法人財団厚生協会				○	福祉部 障害者福祉課
9	生活協同組合・東京高齢協				○	福祉部 地域包括ケア推進課
10	社会福祉法人三篠会	○				福祉部 介護保険課
11	HITOWAキッズライフ株式会社	○				子ども家庭部 保育指導課
12	社会福祉法人省我会	○				子ども家庭部 保育指導課
13	社会福祉法人若草福祉会	○				子ども家庭部 保育指導課
14	株式会社東急キッズベースキャンプ	○			○	子ども総合センター 子ども家庭支援課
15	ライクアカデミー株式会社	*			○	子ども総合センター 子ども家庭支援課
16	新宿中央公園パークアップ共同体				○	みどり土木部 みどり公園課
17	西新宿五丁目北地区防災街区整備事業組合	○				都市計画部 防災都市づくり課

(注) 団体名は、令和4年3月末現在の名称である。

別表2 監査日程

実施年月日の*印は監査委員による委員実査又は委員質問

実施年月日	団体名
令和4年 10月 5日 (水) 10月 27日 (木) *	公益財団法人新宿未来創造財団
10月 6日 (木) 11月 4日 (金) *	社会福祉法人新宿区社会福祉事業団
10月 7日 (金) 11月 1日 (火) *	新宿中央公園パークアップ共同体
10月 12日 (水) 11月 4日 (金) *	生活協同組合・東京高齢協
10月 17日 (月) 11月 7日 (月) *	株式会社東急キッズベースキャンプ
10月 18日 (火) 11月 7日 (月) *	ライクアカデミー株式会社
10月 25日 (火) 11月 14日 (月) *	医療法人財団厚生協会
10月 26日 (水) 11月 14日 (月) *	社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会
※事務局職員による書面監査 11月 24日 (木) 以降	戸塚地域センター管理運営委員会
	落合第二地域センター管理運営委員会
	一般社団法人新宿観光振興協会
	社会福祉法人結の会
	社会福祉法人三篠会
	HITOWAキッズライフ株式会社
	社会福祉法人省我会
	社会福祉法人若草福祉会
西新宿五丁目北地区防災街区整備事業組合	

(注) 団体名は、令和4年3月末現在の名称である。

Ⅱ 監査の結果

II 監査の結果

第1 団体別監査結果

団体別の監査結果は、次のとおりである。

一般社団法人新宿観光振興協会

《補助金等交付団体》

第1 監査対象の概要

1 団体の概要

一般社団法人新宿観光振興協会（以下「法人」という。）は、新宿区観光協会（任意団体）、公益財団法人新宿未来創造財団及び区の観光事業の一部を統合し、民間企業等の参画も得て、平成26年4月に設立された。

その主な事業活動は、次のとおりである。

- ア 観光に関する情報の収集及び発信
- イ 観光に関するイベントの開催
- ウ 観光産業、観光関連産業及び観光を通じてまちづくりに関わる団体及び個人等との連携・支援
- エ まちの特性を活かした新しい観光資源の開発・創出
- オ 観光を通じたまちづくりに寄与する人材育成及び活用
- カ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 区との関係及びその概要

(1) 区との関係

区は、法人に対し、令和3年度に60,462,567円を補助金として支出している。

(2) 補助金に関する概要

ア 補助金の名称、補助金額及び交付目的

補助金の名称	補助金額	交付目的
一般社団法人 新宿観光振興協会補助金	60,462,567円	協会の実施する観光事業に対して助成を行うことにより、区の観光振興に寄与するため

イ 根拠法令等

一般社団法人新宿観光振興協会補助金交付要綱（平成26年4月1日26

新地文観第 66 号)

ウ 主な事業実績

(ア) 観光に関する情報の収集及び発信

- ・ホームページ及び SNS の運営

ホームページ閲覧数 759,274 回 SNS 登録者数 23,874 人

- ・観光情報誌「新宿 p l u s」の発行 年 2 回 計 20 万部

- ・観光情報発信協力拠点におけるマップ等の配布

エリア別観光マップ配布部数 153,915 部

(イ) 観光イベントの開催・出展

- ・新宿ナゾトキウォーク & X R 謎解き (11 月 3 日～28 日)

- ・しんじゅく産業観光パネル展 (11 月 26 日、27 日)

- ・長野県伊那市観光パネル展 (3 月 18 日、19 日)

(ウ) 新宿観光案内所の運営

来所者数 55,663 人 相談件数 35,209 件

第 2 監査の結果

補助金について、特に指摘すべき事項は認められなかった。

所管課についても、特に指摘すべき事項は認められなかった。

社会福祉法人結の会
《補助金等交付団体》

第1 監査対象の概要

1 団体の概要

社会福祉法人結の会（以下「法人」という。）は、平成14年9月に設立された。

その主な事業活動は、障害福祉サービス事業の経営である。

2 区との関係及びその概要

(1) 区との関係

区は、法人に対し、令和3年度に19,657,000円を補助金として支出している。

(2) 補助金に関する概要

ア 補助金の名称、補助金額及び交付目的

補助金の名称	補助金額	交付目的
新宿区障害者就労支援施設運営費補助金	19,657,000円	企業等への就労を支援するとともに、就労が困難な障害者に対して働く場を提供し、能力等の向上を図るため

イ 根拠法令等

新宿区障害者就労支援施設運営費補助金交付要綱（平成23年3月29日22新福障事第317号）

ウ 主な事業実績

就労継続支援B型事業 利用者数 延べ6,067人

第2 監査の結果

補助金について、特に指摘すべき事項は認められなかった。
所管課についても、特に指摘すべき事項は認められなかった。

社会福祉法人三篠会

《補助金等交付団体》

第1 監査対象の概要

1 団体の概要

社会福祉法人三篠会（以下「法人」という。）は、昭和43年6月に設立された。

その主な事業活動は、次のとおりである。

- ア 特別養護老人ホームの経営
- イ 老人デイサービスセンターの経営
- ウ 老人短期入所事業の経営
- エ 老人居宅介護等事業の経営
- オ 認知症対応型老人共同生活援助事業の経営
- カ 障害児入所施設の経営
- キ 障害福祉サービス事業の経営

2 区との関係及びその概要

(1) 区との関係

区は、法人に対し、令和3年度に17,498,000円を補助金として支出している。

(2) 補助金に関する概要

ア 補助金の名称、補助金額及び交付目的

補助金の名称	補助金額	交付目的
新宿区医療介護支援補助金	17,498,000円	医療処置を必要とする区民が住み慣れた地域で暮らし続けられる環境の整備を図るため

イ 根拠法令等

新宿区医療介護支援補助金交付要綱（平成19年3月30日18新健高サ第3895号）

ウ 主な事業実績

特別養護老人ホーム神楽坂（入所定員 86人）

- ・看護職員及び介護職員総数（常勤換算後） 47.4人
 - うち看護職 5.0人
 - 介護職 42.4人

- ・医療処置受入者数 月平均 17.9人（20.8%）

第2 監査の結果

補助金について、特に指摘すべき事項は認められなかった。
所管課についても、特に指摘すべき事項は認められなかった。

H I T O W Aキッズライフ株式会社

《補助金等交付団体》

第1 監査対象の概要

1 団体の概要

H I T O W Aキッズライフ株式会社（以下「法人」という。）は、平成9年2月に設立された。

その主な事業活動は、次のとおりである。

- ア 保育所及び託児所の経営並びに子育て支援サービスに関する事業
- イ 病児保育所の経営に関する事業
- ウ 企業所内託児所の受託・運営に関する事業
- エ 放課後児童クラブ（学童保育）に関する事業
- オ 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業
- カ 前各号に関するコンサルタントに関する事業

2 区との関係及びその概要

(1) 区との関係

区は、法人に対し、令和3年度に47,488,180円を補助金として支出している。

(2) 補助金に関する概要

ア 補助金の名称、補助金額及び交付目的

補助金の名称	補助金額	交付目的
新宿区保育従事職員 宿舍借り上げ支援事業 補助金①	8,215,000円	保育人材の確保及び離職防止を図るため
新宿区保育士等 キャリアアップ補助金②	8,254,000円	保育士等が保育の専門性を高めながら、やりがいを持って働くことができるよう、保育士等のキャリアアップに向けた取組を促進し、保育サービスの質の向上を図るため
新宿区保育サービス 推進事業補助金③	2,363,640円	地域の実情に応じた保育サービスの提供を推進し、保育サービスの質の向上を図るため
新宿区病児保育事業運営 費等補助金④	27,937,900円	保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに、児童の健全な育成に寄与するため

新宿区保育士等処遇改善臨時特例事業補助金⑤	417,640 円	新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線で働く、教育・保育施設等の職員の処遇改善を図るため
新宿区新型コロナウイルス感染症対策に係る経費補助金⑥	300,000 円	継続的な事業実施に向けた環境整備を図るため
合計金額	47,488,180 円	

イ 根拠法令等

- (ア) 令和 3 年度新宿区保育従事職員宿舍借り上げ支援事業実施要綱（令和 3 年 4 月 1 日 3 新子指給第 13 号）〔前記①〕
- (イ) 新宿区保育士等キャリアアップ補助金交付要綱（平成 27 年 10 月 14 日 27 新子保運第 2850 号）〔前記②〕
- (ウ) 新宿区保育サービス推進事業実施要綱（平成 27 年 10 月 14 日 27 新子保運第 2851 号）〔前記③〕
- (エ) 新宿区病児保育事業運営費等補助要綱（平成 23 年 3 月 31 日 22 新子保運第 1409 号）〔前記④〕
- (オ) 令和 3 年度新宿区保育士等処遇改善臨時特例事業補助金交付要綱（令和 4 年 3 月 25 日 3 新子指給第 5651 号）〔前記⑤〕
- (カ) 令和 3 年度新宿区新型コロナウイルス感染症対策に係る経費補助金交付要綱（令和 3 年 4 月 1 日 3 新子指給第 24 号）〔前記⑥〕

ウ 主な事業実績

- (ア) 保育従事職員宿舍借り上げ支援事業〔前記①〕

園名	補助金額	補助対象者数
太陽の子新小川町保育園	8,215,000 円	11 人

- (イ) 保育士等キャリアアップ補助事業〔前記②〕

園名	補助金額	賃金改善実施人数
太陽の子新小川町保育園	7,246,000 円	延べ 233 人
わらべうた四谷病児室	1,008,000 円	延べ 72 人

- (ウ) 保育サービス推進事業〔前記③〕

- ・太陽の子新小川町保育園

零歳児保育	延べ 72 人
延長保育事業（2 時間・3 時間延長）	延べ 12 人
一時預かり事業・定期利用保育事業（4 時間以上）	延べ 8 人
アレルギー児対応	延べ 31 人
福祉サービス第三者評価受審	

- (エ) 病児保育事業運営費等補助事業〔前記④〕

- ・わらべうた四谷病児室

開所日数 243 日
病児対応型 延べ 374 人

(オ) 保育士等処遇改善臨時特例事業[前記⑤]

園名	補助金額	賃金改善実施人数
太陽の子新小川町保育園	307,640 円	15 人
わらべうた四谷病児室	110,000 円	5 人

(カ) 新型コロナウイルス感染症対策に係る経費補助金[前記⑥]

園名	補助金額	補助対象経費
太陽の子新小川町保育園	150,000 円	物品購入経費
わらべうた四谷病児室	150,000 円	物品購入経費

第2 監査の結果

補助金について、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた事項があった。

所管課について、特に指摘すべき事項は認められなかった。

社会福祉法人省我会

《補助金等交付団体》

第1 監査対象の概要

1 団体の概要

社会福祉法人省我会（以下「法人」という。）は、昭和54年4月に設立された。その主な事業活動は、次のとおりである。

- ア 保育所の経営
- イ 一時預かり事業の経営
- ウ 地域子育て支援拠点事業の経営

2 区との関係及びその概要

(1) 区との関係

区は、法人に対し、令和3年度に44,212,730円を補助金として支出している。

(2) 補助金に関する概要

ア 補助金の名称、補助金額及び交付目的

補助金の名称	補助金額	交付目的
新宿区保育従事職員 宿舍借り上げ支援事業 補助金①	15,959,000円	保育人材の確保及び離職防止を図るため
新宿区保育士等 キャリアアップ補助金②	18,449,000円	保育士等が保育の専門性を高めながら、やりがいを持って働くことができるよう、保育士等のキャリアアップに向けた取組を促進し、保育サービスの質の向上を図るため
新宿区保育サービス 推進事業補助金③	8,827,640円	地域の実情に応じた保育サービスの提供を推進し、保育サービスの質の向上を図るため
新宿区保育士等処遇改善 臨時特例事業補助金④	827,090円	新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線で働く、教育・保育施設等の職員の処遇改善を図るため
新宿区新型コロナウイルス感染症対策に係る経費 補助金⑤	150,000円	継続的な事業実施に向けた環境整備を図るため
合計金額	44,212,730円	

イ 根拠法令等

- (ア) 令和3年度新宿区保育従事職員宿舍借り上げ支援事業実施要綱（令和3年4月1日3新子指給第13号）〔前記①〕
- (イ) 新宿区保育士等キャリアアップ補助金交付要綱（平成27年10月14日27新子保運第2850号）〔前記②〕
- (ウ) 新宿区保育サービス推進事業実施要綱（平成27年10月14日27新子保運第2851号）〔前記③〕
- (エ) 令和3年度新宿区保育士等処遇改善臨時特例事業補助金交付要綱（令和4年3月25日3新子指給第5651号）〔前記④〕
- (オ) 令和3年度新宿区新型コロナウイルス感染症対策に係る経費補助金交付要綱（令和3年4月1日3新子指給第24号）〔前記⑤〕

ウ 主な事業実績

- (ア) 保育従事職員宿舍借り上げ支援事業〔前記①〕

園名	補助金額	補助対象者数
新宿せいが子ども園	15,959,000円	21人

- (イ) 保育士等キャリアアップ補助事業〔前記②〕

園名	補助金額	賃金改善実施人数
新宿せいが子ども園	18,449,000円	延べ504人

- (ウ) 保育サービス推進事業〔前記③〕

- ・新宿せいが子ども園

零歳児保育	延べ219人
延長保育事業（2時間・3時間延長）	延べ5人
一時預かり事業・定期利用保育事業（4時間未満）	延べ136人
一時預かり事業・定期利用保育事業（4時間以上）	延べ458人
アレルギー児対応	延べ90人
外国人児童受入れ	延べ12人
保育所等体験	4回 延べ25人
出産を迎える親の体験学習	7回 延べ16人
保育人材の確保（保育拠点活動支援）	8人

- (エ) 保育士等処遇改善臨時特例事業〔前記④〕

園名	補助金額	賃金改善実施人数
新宿せいが子ども園	827,090円	40人

- (オ) 新型コロナウイルス感染症対策に係る経費補助金〔前記⑤〕

園名	補助金額	補助対象経費
新宿せいが子ども園	150,000円	物品購入経費

第2 監査の結果

補助金について、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた事項があった。

所管課について、特に指摘すべき事項は認められなかった。

社会福祉法人若草福祉会

《補助金等交付団体》

第1 監査対象の概要

1 団体の概要

社会福祉法人若草福祉会（以下「法人」という。）は、昭和44年5月に設立された。

その主な事業活動は、次のとおりである。

- ア 軽費老人ホームの経営
- イ 保育所の経営
- ウ 老人居宅介護等事業の経営
- エ 放課後児童健全育成事業の経営
- オ 一時預かり事業の経営

2 区との関係及びその概要

(1) 区との関係

区は、法人に対し、令和3年度に34,265,082円を補助金として支出している。

(2) 補助金に関する概要

ア 補助金の名称、補助金額及び交付目的

補助金の名称	補助金額	交付目的
新宿区保育従事職員 宿舎借り上げ支援事業 補助金①	14,286,000円	保育人材の確保及び離職防止を図るため
新宿区保育士等 キャリアアップ補助金②	12,394,000円	保育士等が保育の専門性を高めながら、やりがいを持って働くことができるよう、保育士等のキャリアアップに向けた取組を促進し、保育サービスの質の向上を図るため
新宿区保育サービス 推進事業補助金③	6,883,890円	地域の実情に応じた保育サービスの提供を推進し、保育サービスの質の向上を図るため
新宿区保育士等処遇改善 臨時特例事業補助金④	551,192円	新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線で働く、教育・保育施設等の職員の処遇改善を図るため

新宿区新型コロナウイルス感染症対策に係る経費補助金⑤	150,000 円	継続的な事業実施に向けた環境整備を図るため
合計金額	34,265,082 円	

イ 根拠法令等

- (ア) 令和 3 年度新宿区保育従事職員宿舍借り上げ支援事業実施要綱（令和 3 年 4 月 1 日 3 新子指給第 13 号）〔前記①〕
- (イ) 新宿区保育士等キャリアアップ補助金交付要綱（平成 27 年 10 月 14 日 27 新子保運第 2850 号）〔前記②〕
- (ウ) 新宿区保育サービス推進事業実施要綱（平成 27 年 10 月 14 日 27 新子保運第 2851 号）〔前記③〕
- (エ) 令和 3 年度新宿区保育士等処遇改善臨時特例事業補助金交付要綱（令和 4 年 3 月 25 日 3 新子指給第 5651 号）〔前記④〕
- (オ) 令和 3 年度新宿区新型コロナウイルス感染症対策に係る経費補助金交付要綱（令和 3 年 4 月 1 日 3 新子指給第 24 号）〔前記⑤〕

ウ 主な事業実績

- (ア) 保育従事職員宿舍借り上げ支援事業〔前記①〕

園 名	補助金額	補助対象者数
大久保わかくさ子ども園	14,286,000 円	18 人

- (イ) 保育士等キャリアアップ補助事業〔前記②〕

園 名	補助金額	賃金改善実施人数
大久保わかくさ子ども園	12,394,000 円	延べ 480 人

- (ウ) 保育サービス推進事業〔前記③〕

・大久保わかくさ子ども園

零歳児保育	延べ 142 人
延長保育事業（2 時間・3 時間延長）	延べ 23 人
一時預かり事業・定期利用保育事業（4 時間以上）	延べ 915 人
障害児保育（その他／身体）	延べ 12 人
アレルギー児対応	延べ 16 人
外国人児童受入れ	延べ 24 人
保育所等体験	2 回 延べ 27 人
保育人材の確保（保育拠点活動支援）	4 人

- (エ) 保育士等処遇改善臨時特例事業〔前記④〕

園 名	補助金額	賃金改善実施人数
大久保わかくさ子ども園	551,192 円	29 人

- (オ) 新型コロナウイルス感染症対策に係る経費補助金〔前記⑤〕

園 名	補助金額	補助対象経費
大久保わかくさ子ども園	150,000 円	物品購入経費

第2 監査の結果

補助金について、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた事項があった。

所管課についても、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた事項があった。

西新宿五丁目北地区防災街区整備事業組合

《補助金等交付団体》

第1 監査対象の概要

1 団体の概要

西新宿五丁目北地区防災街区整備事業組合（以下「組合」という。）は、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）の規定に基づき、平成28年12月に東京都知事の許可を受け、設立された。

その主な事業活動は、次のとおりである。

- ア 防災施設建築物及び防災施設建築敷地の整備に関する事業
- イ 公共施設の整備に関する事業

2 区との関係及びその概要

(1) 区との関係

区は、組合に対し、令和3年度に1,649,754,000円を補助金として支出している。

(2) 補助金に関する概要

ア 補助金の名称、補助金額及び交付目的

補助金の名称	補助金額	交付目的
新宿区防災街区整備事業補助金	1,649,754,000円	区のまちづくり施策に資する防災街区整備事業の推進を図るため

イ 根拠法令等

新宿区防災街区整備事業補助要綱（平成27年11月17日27新都地第1300号）

ウ 主な事業実績

西新宿五丁目北地区防災街区整備事業（施行区域約2.4ha）

(ア) 施設建築物等新築工事（A・B地区）

- ・ 契約年月日 令和元年9月10日
- ・ 変更契約年月日 令和2年10月20日及び令和3年12月27日
- ・ 契約額（税抜） 62,768,000,000円
- ・ 完成予定年月日 令和5年3月31日

(イ) 建物概要（A地区）

- ・ 敷地面積 7,980 m²
- ・ 延べ面積 90,703 m²
- ・ 構造鉄筋 S造一部CFT造、RC造
- ・ 規模 地上35階、地下2階
- ・ 用途 店舗、事務所、住宅他

(ウ) 建物概要 (B地区)

・敷地面積	4,297 m ²
・延べ面積	44,546 m ²
・構造鉄筋	R C造一部S造
・規模	地上35階、地下2階
・用途	店舗、住宅、保育所他

第2 監査の結果

補助金について、特に指摘すべき事項は認められなかった。
所管課についても、特に指摘すべき事項は認められなかった。

社会福祉法人新宿区社会福祉事業団
《補助金等交付団体・出資団体・指定管理者》

第1 監査対象の概要

1 団体の概要

社会福祉法人新宿区社会福祉事業団（以下「法人」という。）は、平成6年3月に設立された。

その主な事業活動は、次のとおりである。

- ア 特別養護老人ホームの経営
- イ 母子生活支援施設の経営
- ウ 老人短期入所事業の経営
- エ 老人デイサービスセンターの経営
- オ 地域包括支援センターの経営
- カ 新宿区立地域交流館の運営

2 区との関係及びその概要

(1) 区との関係

区は、社会福祉法人設立に伴い基本財産として500万円を出資している。
また、区は、法人に対し、令和3年度に61,422,016円を補助金として、73,967,860円を指定管理料として支出している。

(2) 補助金に関する概要

ア 補助金の名称、補助金額及び交付目的

補助金の名称	補助金額	交付目的
社会福祉法人 新宿区社会福祉事業団 の経営改善補助金①	28,548,532円	社会福祉事業団の経営改革の実現に向け、事業団自らの責任で新たな事業の創出や経営改善を図るため
新宿区特別養護 老人ホーム経営支援 補助金②	9,951,978円	区における特別養護老人ホームの利用者サービスの維持向上を図るため
北新宿特別養護老人 ホームの昇降機改修工 事に係る運営助成③	5,255,506円	北新宿特別養護老人ホームの昇降機改修工事による昇降機使用停止期間の対応に要する経費について補助を行うため
新宿区医療介護支援 補助金④	17,498,000円	医療処置を必要とする区民が住み慣れた地域で暮らし続けられる環境の整備を図るため

新宿区在宅介護サービス事業者等支援事業協力金⑤	15,000 円	介護を必要とする高齢者及び障害者が、新型コロナウイルス感染症の陽性又は濃厚接触者となった場合に、訪問介護事業者等に協力金を交付し、継続的なサービス提供を図るため
新宿区立かしわヴィレッジに係る社会的養護従事者処遇改善事業補助金⑥	153,000 円	新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線で働く、母子生活支援施設の職員の処遇改善を図るため
合計金額	61,422,016 円	

イ 根拠法令等

- (ア) 社会福祉法人新宿区社会福祉事業団の経営改善補助金要綱（平成 29 年 12 月 1 日 29 新福地福計第 2076 号）〔前記①〕
- (イ) 新宿区特別養護老人ホーム経営支援補助金交付要綱（令和 3 年 9 月 21 日 3 新福地福計第 1279 号）〔前記②〕
- (ウ) 新宿区社会福祉法人に対する補助金の交付に関する条例（昭和 61 年 新宿区条例第 16 号）〔前記③〕
- (エ) 新宿区医療介護支援補助金交付要綱（平成 19 年 3 月 30 日 18 新健高サ第 3895 号）〔前記④〕
- (オ) 新宿区在宅要介護者等への新型コロナウイルス感染症緊急生活支援事業実施要綱（令和 3 年 12 月 1 日 3 新福高支第 1020 号）〔前記⑤〕
- (カ) 新宿区立かしわヴィレッジに係る社会的養護従事者処遇改善事業実施要綱（令和 4 年 2 月 1 日 3 新子家育第 1709 号）〔前記⑥〕

ウ 主な事業実績

- (ア) 特別養護老人ホーム経営支援補助金〔前記②〕
北新宿特別養護老人ホームにおける利用者サービスの維持向上のための支援 定員 86 人
- (イ) 医療介護支援補助金〔前記④〕
北新宿特別養護老人ホームにおける医療処置者の受入れ
 - ・看護職員及び介護職員総数（常勤換算後） 40.2 人
うち看護職 7.0 人
介護職 33.2 人
 - ・医療処置受入者数 月平均 16.0 人（18.6%）
- (ウ) 在宅介護サービス事業者等支援事業協力金〔前記⑤〕
新型コロナウイルス感染症により介護サービスを必要とする高齢者等への訪問介護事業者等による継続的なサービス提供の支援
 - ・訪問件数 1 件
 - ・訪問日数 延べ 1 日

(エ) 社会的養護従事者処遇改善事業[前記⑥]

母子生活支援施設職員の処遇改善を図るための支援

・職員総数（常勤換算後） 14.1人

(3) 指定管理に関する概要

ア 施設名、指定管理料及び指定期間等

施設名	指定管理料	利用料金収入	管理経費	指定期間
新宿区立 百人町高齢者 在宅サービス センター①	—（※）	134,948,576円	119,204,908円	令和2年4月1日 ） 令和7年3月31日
新宿区立 かしわ ヴィレッジ②	50,472,000円	—	52,415,232円	令和2年4月1日 ） 令和7年3月31日
新宿区立 高田馬場 地域交流館③	23,495,860円	—	22,892,013円	令和2年4月1日 ） 令和7年3月31日
合計金額	73,967,860円	134,948,576円	194,512,153円	

※①の施設は、介護報酬及び利用者負担金収入並びに食費等の実費徴収の利用料等で運営する旨協定を締結しており、区は指定管理料の支出を行っていない。

イ 根拠法令等

(ア) 新宿区立百人町高齢者在宅サービスセンター条例（平成12年新宿区条例第40号）[前記①]

(イ) 新宿区立母子生活支援施設条例（平成6年新宿区条例第25号）[前記②]

(ウ) 新宿区立地域交流館条例（平成20年新宿区条例第47号）[前記③]

ウ 主な管理業務の内容

(ア) 百人町高齢者在宅サービスセンター [前記①]

- ・通所介護に関する業務
- ・日常生活支援総合事業に関する業務
- ・認知症対応型通所介護に関する業務
- ・介護予防認知症対応型通所介護に関する業務
- ・百人町高齢者在宅サービスセンターの利用の承認及び不承認並びに利用承認の取消し等に関する業務
- ・百人町高齢者在宅サービスセンターの利用料金の納入及び減額に関する業務
- ・百人町高齢者在宅サービスセンターの施設等の維持管理に関する業務

(イ) かしわヴィレッジ [前記②]

- ・児童福祉法に基づく母子生活支援施設における生活指導及び保健衛生に関する業務
- ・母子生活支援施設における保護の実施を受けた者及び緊急一時保護事業により母子生活支援施設を利用する者等の処遇に関する業務
- ・かしわヴィレッジ内の清潔の保持、整頓その他環境の整備に関する業務
- ・かしわヴィレッジの施設等の維持管理に関する業務

(ウ) 高田馬場地域交流館 [前記③]

- ・高田馬場地域交流館において行う事業に関する業務
 - ・地域における高齢者の福祉を推進するために行われる区民相互の交流に関すること。
 - ・高齢者を対象として行われる、介護予防に資する活動、体力の向上を目的とした活動、文化活動その他の健康及び福祉の増進に向けた活動に関すること。
- ・高田馬場地域交流館の団体登録、利用の承認及び不承認並びに利用承認の取消し等に関する業務
- ・高田馬場地域交流館の施設等の維持管理に関する業務

エ 主な事業実績

(ア) 百人町高齢者在宅サービスセンター [前記①]

- ・一般通所介護事業
利用者数 延べ 9,285人 実施日数 308日
- ・認知症対応型通所介護事業
利用者数 延べ 2,132人 実施日数 308日
- ・総合事業（通所介護相当サービス）
利用者数 延べ 588人 実施日数 308日

(イ) かしわヴィレッジ [前記②]

- ・母子生活支援施設
定員 10世帯
在所世帯 9世帯 在所者人数 18人（令和4年3月31日現在）
- ・緊急一時保護事業
定員 2世帯
年間入所世帯 14世帯 年間入所人数 17人

(ウ) 高田馬場地域交流館 [前記③]

- ・利用者数 9,190人
（内訳 団体利用：4,324人 個人利用：4,866人）

第2 監査の結果

補助金及び出資に係る事業について、特に指摘すべき事項は認められなかったが、公の施設の管理について、指摘すべき事項が認められたため、次のとおり意見を付す。

所管課についても、指摘すべき事項が認められたため、次のとおり意見を付す。

【意見】

団体

団体は、新宿区立かしわヴィレッジの事業報告書において、実際の収支差額を法人本部事務費において加減し、収入額と支出額を同額にすることにより、収支差額を0円として収支報告を行っていた。

事業報告書は、区民サービスの向上と適切な履行確認のために、区が指定管理業務の実態を把握するためのものであり、団体は、実際の収支差額を報告すべきだった。

団体においては、実態に即した収支報告を適正に行われたい。

子ども家庭部子ども家庭課

子ども家庭課は、団体から提出された事業報告書において、法人本部事務費を調整することにより収支差額を0円とする記載が見られたにもかかわらず、十分な確認がされていなかった。

子ども家庭課においては、公の施設の管理の適正を期するため、提出された事業報告書の内容を検証するとともに、法人本部事務費の計上の考え方を明確にするなど、その内訳について説明ができるよう適切に指導監督を行われたい。

社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会

《補助金等交付団体・指定管理者》

第1 監査対象の概要

1 団体の概要

社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会（以下「法人」という。）は、昭和 47 年 3 月に設立された。

その主な事業活動は、次のとおりである。

- ア 障害者支援施設の経営
- イ 障害福祉サービス事業の経営
- ウ 特定相談支援事業の経営
- エ 障害児相談支援事業の経営
- オ 地域活動支援センターの経営

2 区との関係及びその概要

(1) 区との関係

区は、法人に対し、令和 3 年度に 1,428,000 円を補助金として、258,046,094 円を指定管理料として支出している。

(2) 補助金に関する概要

ア 補助金の名称、補助金額及び交付目的

補助金の名称	補助金額	交付目的
新宿区障害者就労支援施設運営費補助金	1,428,000 円	企業等への就労を支援するとともに、就労が困難な障害者に対して働く場を提供し、能力等の向上を図るため

イ 根拠法令等

新宿区障害者就労支援施設運営費補助金交付要綱（平成 23 年 3 月 29 日 22 新福障事第 317 号）

ウ 主な事業実績

就労継続支援 A 型事業 利用者数 延べ 1,643 人

(3) 指定管理に関する概要

ア 施設名、指定管理料及び指定期間等

施設名	指定管理料	利用料金収入	管理経費	指定期間
新宿区立高田馬場福祉作業所①	82,537,171 円	89,989,254 円	169,729,105 円	令和 2 年 4 月 1 日 ） 令和 7 年 3 月 31 日

新宿区立 新宿生活 実習所②	175,508,923 円	149,484,732 円	324,265,289 円	令和3年4月1日) 令和8年3月31日
合計金額	258,046,094 円	239,473,986 円	493,994,394 円	

イ 根拠法令等

(ア) 新宿区立福祉作業所条例（平成 16 年新宿区条例第 42 号）[前記①]

(イ) 新宿区立新宿生活実習所条例（平成 20 年新宿区条例第 13 号）[前記②]

ウ 主な管理業務の内容

(ア) 高田馬場福祉作業所[前記①]

- ・生活介護事業
- ・就労継続支援事業
- ・高田馬場福祉作業所の利用の承認及び不承認並びに利用承認の取消し等に関する業務
- ・高田馬場福祉作業所の利用料金の納入に関する業務
- ・高田馬場福祉作業所の施設等の維持管理に関する業務

(イ) 新宿生活実習所[前記②]

- ・生活介護事業
- ・短期入所事業
- ・日中一時支援事業のうち日中ショートステイ事業
- ・新宿生活実習所の利用の承認及び不承認並びに利用承認の取消し等に関する業務
- ・新宿生活実習所の利用料金の納入及び減免に関する業務
- ・新宿生活実習所の施設等の維持管理に関する業務

エ 主な事業実績

(ア) 高田馬場福祉作業所[前記①]

職員数 常勤 14 名、非常勤 12 名

- ・生活介護事業

利用者数 13 人

月額平均工賃 5,156 円

開所日数 242 日

利用者数 延べ 2,684 人

- ・就労継続支援事業

利用者数 43 人

月額平均工賃 13,364 円

開所日数 242 日

利用者数 延べ 9,162 人

(イ) 新宿生活実習所[前記②]

職員数 常勤 27 名、非常勤 16 名

- ・生活介護事業

在籍者数	50 人
開所日数	241 日
利用者数	延べ 10,024 人
・短期入所事業	
利用宿泊数	342 泊
・日中ショートステイ事業	
利用者数	延べ 88 人

第2 監査の結果

補助金及び公の施設の管理について、特に指摘すべき事項は認められなかったが、公の施設の管理について、口頭で改善を求めた事項があった。

所管課についても、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた事項があった。

株式会社東急キッズベースキャンプ

《補助金等交付団体・指定管理者》

第1 監査対象の概要

1 団体の概要

株式会社東急キッズベースキャンプ（以下「法人」という。）は、平成20年9月に設立された。

その主な事業活動は、次のとおりである。

ア アフタースクール（民間学童保育事業）の経営

イ イベントの企画、制作、実施及び広告業

ウ 各種教養・教育講座の企画、立案及び各種文化教室の経営

エ 児童、生徒、学生、社会人教育用教材・教育機器の開発、製作、販売

オ 未就学保育事業

カ 公共及び民間施設の運営受託及び指定管理

2 区との関係及びその概要

(1) 区との関係

区は、法人に対し、令和3年度に1,614,800円を補助金として、28,760,000円を指定管理料として支出している。

(2) 補助金に関する概要

ア 補助金の名称、補助金額及び交付目的

補助金の名称	補助金額	交付目的
新宿区放課後児童支援員等処遇改善事業補助金	1,614,800円	新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線で働く、放課後児童健全育成事業を行う事業所の職員の処遇改善を図るため

イ 根拠法令等

令和3年度新宿区放課後児童支援員等処遇改善事業補助金交付要綱（令和4年2月28日3新子支運第1449号）

ウ 主な事業実績

放課後児童支援員等処遇改善事業

- ・高田馬場第二学童クラブA 114,400円
- ・高田馬場第二学童クラブB 101,200円
- ・戸塚第二小学校内学童クラブA 103,400円
- ・戸塚第二小学校内学童クラブB 85,800円
- ・戸塚第二小学校放課後子どもひろば 165,000円

・中井学童クラブ	118,800 円
・中井児童館	125,400 円
・鶴巻小学校内学童クラブ	107,800 円
・鶴巻小学校放課後子どもひろば	129,800 円
・早稲田小学校放課後子どもひろば	140,800 円
・戸塚第一小学校放課後子どもひろば	121,000 円
・落合第五小学校内学童クラブ	66,000 円
・落合第二小学校放課後子どもひろば	114,400 円
・落合第五小学校放課後子どもひろば	121,000 円

(3) 指定管理に関する概要

ア 施設名、指定管理料及び指定期間等

施設名	指定管理料	利用料金収入	管理経費	指定期間
新宿区立 中井児童館	28,760,000 円	—	29,083,364 円	令和2年4月1日) 令和7年3月31日

イ 根拠法令等

新宿区立子育て支援施設の設置及び管理に関する条例(平成22年新宿区条例第46号)

ウ 主な管理業務の内容

(ア) 中井児童館において行う事業に関する業務

- ・子供の福祉の増進に関すること。
- ・子供の遊びの指導、児童福祉に関する行事その他子供の健全な育成及び相談に関すること。
- ・中井児童館の施設の利用に関すること。

(イ) 中井児童館の利用の承認及び不承認並びに利用承認の取消し等に関する業務

(ウ) 中井児童館の施設等の維持管理に関する業務

エ 主な事業実績

利用者数 3,671 人

(内訳 小学生：3,185 人 中学生：23 人 幼児：245 人 その他：218 人)

第2 監査の結果

補助金及び公の施設の管理について、特に指摘すべき事項は認められなかった。

所管課についても、特に指摘すべき事項は認められなかった。

戸塚地域センター管理運営委員会

《指定管理者》

第1 監査対象の概要

1 団体の概要

戸塚地域センター管理運営委員会（以下「団体」という。）は、平成20年10月に設立された任意団体である。

その主な事業活動は、次のとおりである。

ア 戸塚地域センターの管理運営

イ コミュニティの形成を促進するために必要な事業

ウ その他団体の目的を達成するために必要な事業

2 区との関係及びその概要

(1) 区との関係

区は、団体に対し、令和3年度に29,995,033円を指定管理料として支出している。

(2) 指定管理に関する概要

ア 施設名、指定管理料及び指定期間等

施設名	指定管理料	利用料金収入	管理経費	指定期間
新宿区立戸塚地域センター	29,995,033円	－（※）	27,604,418円	令和3年4月1日 ） 令和6年3月31日

※施設貸出料は、指定管理者の利用料金制度を導入せず、区の歳入（使用料）としている。

イ 根拠法令等

新宿区立地域センター条例（平成17年新宿区条例第35号）

ウ 主な管理業務の内容

（ア）戸塚地域センターの利用に係る受付及び貸出しに関する業務

（イ）戸塚地域センター内の清潔の保持、整頓その他環境の整備に関する業務

（ウ）戸塚地域センターの施設等の維持管理に関する業務

（エ）戸塚地域センターの団体登録、利用の承認、変更、取消し及び不承認並びに利用承認の取消し等に関する業務

エ 主な事業実績

（ア）施設の利用

・登録団体数 383団体（令和4年3月31日現在）

- ・施設全体の利用状況 利用件数 5,416 件
利用人数 31,709 人
利用率 52.7%

(イ) 主な事業の内容

- ・地域センターまつり 中止
※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため
- ・広報誌 (i・とつか)
発行回数 年 4 回 各回 8,800 部発行 (うち 1 回は 8,300 部)
- ・その他コミュニティ事業
 - プリザーブドフラワーアレンジメント講習会
1 回 参加者数 11 人
 - うどんづくり講習会 1 回 参加者数 8 人
 - 作品展示会 2 回 参加団体数 延べ 6 団体
 - 正月飾り (水引) 講習会 1 回 参加者数 10 人
 - 和菓子作り講習会 1 回 参加者数 14 人

第 2 監査の結果

公の施設の管理について、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた事項があった。

所管課についても、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた事項があった。

落合第二地域センター管理運営委員会

《指定管理者》

第1 監査対象の概要

1 団体の概要

落合第二地域センター管理運営委員会（以下「団体」という。）は、平成18年7月に設立された任意団体である。

その主な事業活動は、次のとおりである。

ア 落合第二地域センターの管理運営

イ コミュニティの形成を促進するために必要な事業

ウ その他団体の目的を達成するために必要な事業

2 区との関係及びその概要

(1) 区との関係

区は、団体に対し、令和3年度に27,681,902円を指定管理料として支出している。

(2) 指定管理に関する概要

ア 施設名、指定管理料及び指定期間等

施設名	指定管理料	利用料金収入	管理経費	指定期間
新宿区立 落合第二 地域センター	27,681,902円	－（※）	24,859,443円	令和3年4月1日 ） 令和6年3月31日

※施設貸出料は、指定管理者の利用料金制度を導入せず、区の歳入（使用料）としている。

イ 根拠法令等

新宿区立地域センター条例（平成17年新宿区条例第35号）

ウ 主な管理業務の内容

（ア）落合第二地域センターの利用に係る受付及び貸出しに関する業務

（イ）落合第二地域センター内の清潔の保持、整頓その他環境の整備に関する業務

（ウ）落合第二地域センターの施設等の維持管理に関する業務

（エ）落合第二地域センターの団体登録、利用の承認、変更、取消し及び不承認並びに利用承認の取消し等に関する業務

エ 主な事業実績

（ア）施設の利用

・登録団体数 196団体（令和4年3月31日現在）

- ・施設全体の利用状況

利用件数	3,539 件
利用人数	20,074 人
利用率	37.4%

(イ) 主な事業の内容

- ・地域センターまつり 中止
 - ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため
- ・広報誌（おちあい）

発行回数	年 4 回	各回	9,300 部発行
------	-------	----	-----------
- ・その他コミュニティ事業

七夕コンサート(七夕飾りのみ)	1 回	参加者数	231 人
手芸教室	1 回	参加者数	56 人

第2 監査の結果

公の施設の管理について、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた事項があった。

所管課についても、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた事項があった。

公益財団法人新宿未来創造財団

《指定管理者》

第1 監査対象の概要

1 団体の概要

公益財団法人新宿未来創造財団（以下「法人」という。）は、平成22年4月に公益認定を受けた。

その主な事業活動は、次のとおりである。

ア 地域の歴史の記録保存及び普及啓発

イ 文化芸術の振興と地域の文化活動を通じた豊かな心の育成

ウ スポーツの振興と地域のスポーツ活動を通じた健全な心身の育成

エ 次代を担う児童や青少年の育成

オ 国際相互理解の促進

カ 地域の魅力の内外への発信

キ 地域社会の健全な発展の促進

ク 区から受託する施設の管理運営に関する事業

2 区との関係及びその概要

(1) 区との関係

区は、法人設立に際し、基本財産として5億円を出えんしている。

また、区は、法人に対し、令和3年度に452,131,162円を補助金として、987,471,175円を指定管理料として支出している。

なお、今回は、これらの支出のうち、生涯学習スポーツ課が所管する指定管理料を監査対象とする。

(2) 生涯学習スポーツ課が所管する指定管理に関する概要

ア 施設名、指定管理料及び指定期間等

施設名	指定管理料	利用料金収入	管理経費	指定期間
新宿区立 新宿コズミック スポーツセ ンター①	338,201,434円	66,407,000円	356,013,864円	令和3年4月1日 ゝ 令和8年3月31日
新宿区立 大久保スポー ツプラザ②	40,867,740円	10,730,630円	49,789,147円	令和3年4月1日 ゝ 令和8年3月31日
新宿区立 四谷スポーツ スクエア③	19,645,274円	9,779,526円	24,848,531円	令和2年4月1日 ゝ 令和5年3月31日

新宿区立 公園内運動施 設④	31,996,294円	31,200,240円	58,532,226円	令和3年4月1日 ～ 令和8年3月31日
新宿区立 生涯学習館 ⑤	162,721,127円	14,850,607円	167,993,203円	令和3年4月1日 ～ 令和8年3月31日
合計金額	593,431,869円	132,968,003円	657,176,971円	

④施設名（西戸山公園野球場、落合中央公園野球場、西落合公園少年野球場、甘泉園公園庭球場、西落合公園庭球場、落合中央公園庭球場、妙正寺川公園運動広場）

⑤施設名（赤城生涯学習館、戸山生涯学習館、北新宿生涯学習館、住吉町生涯学習館、西戸山生涯学習館）

イ 根拠法令等

(ア) 新宿区立新宿コズミックスポーツセンター条例（平成17年新宿区条例第48号）〔前記①〕

(イ) 新宿区立大久保スポーツプラザ条例（平成9年新宿区条例第15号）〔前記②〕

(ウ) 新宿区立四谷スポーツスクエア条例（令和元年新宿区条例第36号）〔前記③〕

(エ) 新宿区立公園における運動施設の管理及び運営に関する条例（昭和52年新宿区条例第19号）〔前記④〕

(オ) 新宿区立生涯学習館条例（平成19年新宿区条例第65号）〔前記⑤〕

ウ 主な管理業務の内容

(ア) 新宿コズミックスポーツセンター〔前記①〕

- ・新宿コズミックスポーツセンターにおいて行う事業に関する業務
- ・新宿コズミックスポーツセンターの利用に関すること。
- ・生涯学習・スポーツに関する活動を行う団体の育成、支援及び連携に関すること。
- ・新宿コズミックスポーツセンターを利用するものに対する助言、指導及び相談に関すること。
- ・生涯学習・スポーツに関する活動の普及及び推進に関すること。
- ・新宿コズミックスポーツセンターの団体登録、利用の承認及び不承認並びに利用承認の取消し等に関する業務
- ・新宿コズミックスポーツセンターの施設等の維持管理に関する業務

(イ) 大久保スポーツプラザ〔前記②〕

- ・大久保スポーツプラザにおいて行う事業に関する業務
- ・大久保スポーツプラザの利用に関すること。
- ・生涯学習・スポーツに関する活動を行う団体の育成、支援及び連携に関すること。

- ・大久保スポーツプラザを利用するものに対する助言、指導及び相談に関すること。
 - ・生涯学習・スポーツに関する活動の普及及び推進に関すること。
 - ・大久保スポーツプラザの団体登録、利用の承認及び不承認並びに利用承認の取消し等に関する業務
 - ・大久保スポーツプラザの施設等の維持管理に関する業務
- (ウ) 四谷スポーツスクエア [前記③]
- ・四谷スポーツスクエアにおいて行う事業に関する業務
 - ・四谷スポーツスクエアの利用に関すること。
 - ・スポーツ、文化的活動及び相互交流に係る情報の発信及び提供に関すること。
 - ・スポーツ、文化的活動及び相互交流を行うものの支援に関すること。
 - ・四谷スポーツスクエアの団体登録、利用の承認及び不承認並びに利用承認の取消し等に関する業務
 - ・四谷スポーツスクエアの施設等の維持管理に関する業務
- (エ) 公園内運動施設 [前記④]
- ・運動施設において行う事業に関する業務
 - ・運動施設の利用に関すること。
 - ・スポーツ活動及びレクリエーション活動を行う団体の育成、支援及び連携に関すること。
 - ・運動施設を利用するものに対する助言、指導及び相談に関すること。
 - ・スポーツ活動及びレクリエーション活動の普及及び推進に関すること。
 - ・運動施設の団体登録、利用の承認及び不承認並びに利用承認の取消し等に関する業務
 - ・運動施設の施設等の維持管理に関する業務
- (オ) 生涯学習館 [前記⑤]
- ・生涯学習館において行う事業に関する業務
 - ・生涯学習館の利用に関すること。
 - ・生涯学習に関する活動を行う団体間の連携の促進に関すること。
 - ・生涯学習活動の支援に関すること。
 - ・生涯学習館の団体登録、利用の承認及び不承認並びに利用承認の取消し等に関する業務
 - ・生涯学習館の施設等の維持管理に関する業務

エ 主な事業実績

(ア) 新宿コズミックスポーツセンター [前記①]

利用者数 194,710人

(内訳 団体利用:137,174人 財団利用:50,180人 個人利用:7,356人)

- (イ) 大久保スポーツプラザ [前記②]
利用者数 31,371 人
(内訳 団体利用:30,609 人 財団利用:611 人 個人利用:151 人)
- (ウ) 四谷スポーツスクエア [前記③]
利用者数 58,877 人
(内訳 団体利用:55,331 人 財団利用:3,245 人 個人利用:301 人)
- (エ) 公園内運動施設 [前記④]
利用者数 178,817 人
(内訳 団体利用:169,667 人 財団利用:9,150 人)
- (オ) 生涯学習館 [前記⑤]
利用者数 152,233 人
(内訳 団体利用:147,381 人 財団利用:4,852 人)

第2 監査の結果

公の施設の管理について、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた事項があった。

所管課についても、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた事項があった。

医療法人財団厚生協会

《指定管理者》

第1 監査対象の概要

1 団体の概要

医療法人財団厚生協会（以下「法人」という。）は、昭和26年9月に設立された。

その主な事業活動は、次のとおりである。

- ア 病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院の経営
- イ 足立区からの委託事業
- ウ 訪問看護ステーション
- エ 指定居宅介護支援事業
- オ 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業
- カ 障害者総合支援法に基づく一般相談支援事業
- キ 障害者総合支援法に基づく特定相談支援事業
- ク 障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業
- ケ 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者訪問介護の運営
- コ 道路運送法に基づく福祉有償運送事業

2 区との関係及びその概要

(1) 区との関係

区は、法人に対し、令和3年度に55,137,689円を指定管理料として支出している。

(2) 指定管理に関する概要

ア 施設名、指定管理料及び指定期間等

施設名	指定管理料	利用料金収入	管理経費	指定期間
新宿区立 障害者生活 支援センター	55,137,689円	49,409,562円	104,547,499円	令和2年4月1日 ） 令和7年3月31日

イ 根拠法令等

新宿区立障害者生活支援センター条例（平成26年新宿区条例第17号）

ウ 主な管理業務の内容

- (ア) 自立訓練（生活訓練）事業
- (イ) 宿泊型自立訓練事業
- (ウ) 短期入所事業
- (エ) 相談支援（基本相談支援・計画相談支援）事業
- (オ) 障害者生活支援センターの施設の利用に関する業務

- (カ) 障害者生活支援センターの利用の承認及び不承認並びに利用承認の取消し等に関する業務
- (キ) 障害者生活支援センターの利用料金の納入及び減免に関する業務
- (ク) 障害者生活支援センターの施設等の維持管理に関する業務

エ 主な事業実績

職員数 常勤 11名、非常勤 18名

(ア) 自立訓練（生活訓練）

開所日数 242日

利用者数 延べ 2,322人

(イ) 宿泊型自立訓練

開所日数 365日

利用者数 延べ 2,979人

(ウ) 短期入所

開所日数 359日

利用者数 延べ 362人

(エ) 相談支援

- ・基本相談支援

開所日数 365日

利用者数 延べ 10,574人

- ・計画相談支援

開所日数 280日

利用者数 延べ 214人

第2 監査の結果

公の施設の管理について、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた事項があった。

所管課についても、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた事項があった。

生活協同組合・東京高齢協

《指定管理者》

第1 監査対象の概要

1 団体の概要

生活協同組合・東京高齢協（以下「組合」という。）は、平成11年3月に設立された。

その主な事業活動は、次のとおりである。

ア 組合員の生活の改善及び文化の向上を図る事業

イ 組合員の生活に有用な協同施設を設置し、組合員に利用させる事業

ウ 組合員の生活に必要な物資を購入し、組合員に供給する事業

エ 組合員及び組合従業員の組合事業に関する知識の向上を図る事業

オ 高齢者、障害者等の福祉に関する事業であって組合員に利用させるもの

2 区との関係及びその概要

(1) 区との関係

区は、組合に対し、令和3年度に116,984,003円を指定管理料として支出している。

(2) 指定管理に関する概要

ア 施設名、指定管理料及び指定期間等

施設名	指定管理料	利用料金収入	管理経費	指定期間
新宿区立 信濃町シニア 活動館①	24,621,218円	—	24,026,966円	平成31年4月1日 ） 令和6年3月31日
新宿区立 新宿地域 交流館②	21,376,000円	—	20,173,979円	平成30年4月1日 ） 令和5年3月31日
新宿区立 山吹町地域 交流館③	24,591,451円	—	23,061,264円	令和2年4月1日 ） 令和7年3月31日
新宿区立 上落合地域 交流館④	25,767,504円	—	24,322,216円	令和2年4月1日 ） 令和7年3月31日
新宿区立 中落合地域 交流館⑤	20,627,830円	—	19,605,745円	平成31年4月1日 ） 令和6年3月31日
合計金額	116,984,003円	—	111,190,170円	

イ 根拠法令等

- (ア) 新宿区立シニア活動館条例（平成 20 年新宿区条例第 19 号）〔前記①〕
- (イ) 新宿区立地域交流館条例（平成 20 年新宿区条例第 47 号）〔前記②③④⑤〕

ウ 主な管理業務の内容

- (ア) 信濃町シニア活動館〔前記①〕
 - ・信濃町シニア活動館において行う事業に関する業務
 - ・シニア世代の者等が行う社会貢献活動その他の地域活動に関すること。
 - ・シニア世代の者等を対象として行われる、介護予防に資する活動、体力の向上を目的とした活動、文化活動その他の健康及び福祉の増進に向けた活動に関すること。
 - ・信濃町シニア活動館の団体登録、利用の承認及び不承認並びに利用承認の取消し等に関する業務
 - ・信濃町シニア活動館の施設等の維持管理に関する業務
- (イ) 新宿地域交流館、山吹町地域交流館、上落合地域交流館、中落合地域交流館〔前記②③④⑤〕
 - ・各地域交流館において行う事業に関する業務
 - ・地域における高齢者の福祉を増進するために行われる区民相互の交流に関すること。
 - ・高齢者を対象として行われる、介護予防に資する活動、体力の向上を目的とした活動、文化活動その他の健康及び福祉の増進に向けた活動に関すること。
 - ・各地域交流館の団体登録、利用の承認及び不承認並びに利用承認の取消し等に関する業務
 - ・各地域交流館の施設等の維持管理に関する業務

エ 主な事業実績

- (ア) 信濃町シニア活動館〔前記①〕
 - ・利用者数 11,097 人
(内訳 団体利用：6,104 人 個人利用：4,993 人)
- (イ) 新宿地域交流館〔前記②〕
 - ・利用者数 3,835 人
(内訳 団体利用：1,321 人 個人利用：2,514 人)
- (ウ) 山吹町地域交流館〔前記③〕
 - ・利用者数 7,116 人
(内訳 団体利用：3,626 人 個人利用：3,490 人)
- (エ) 上落合地域交流館〔前記④〕
 - ・利用者数 10,287 人
(内訳 団体利用：6,359 人 個人利用：3,928 人)

(オ) 中落合地域交流館 [前記⑤]

・利用者数 6,448人

(内訳 団体利用：2,468人 個人利用：3,980人)

第2 監査の結果

公の施設の管理について、指摘すべき事項が認められたため、改善を求めた。
所管課についても、指摘すべき事項が認められたため、改善を求めた。

ライクアカデミー株式会社

(現：ライクキッズ株式会社)

《指定管理者》

第1 監査対象の概要

1 団体の概要

ライクアカデミー株式会社（以下「法人」という。）は、平成元年12月に設立された。

（*令和4年5月1日付けで、ライクキッズ株式会社に社名を変更）

その主な事業活動は、次のとおりである。

ア 学童保育、保育園、保育室等の保育施設の運営及びノウハウの提供・指導並びに業務受託

イ ベビーシッターの請負並びにこれに関するノウハウの販売、経営指導及び業務受託

ウ 保育園児、ベビーシッター利用者、老人用施設利用者等の（マイクロバス等による）送迎事業

エ 保育士教育事業

2 区との関係及びその概要

(1) 区との関係

区は、法人に対し、令和3年度に49,572,830円を補助金として、33,835,903円を指定管理料として支出している。

なお、今回は、これらの支出のうち、指定管理料を監査対象とする。

(2) 指定管理に関する概要

ア 施設名、指定管理料及び指定期間等

施設名	指定管理料	利用料金収入	管理経費	指定期間
新宿区立 高田馬場第一 児童館	33,835,903円	—	31,503,351円	令和2年4月1日 ） 令和7年3月31日

イ 根拠法令等

新宿区立子育て支援施設の設置及び管理に関する条例（平成22年新宿区条例第46号）

ウ 主な管理業務の内容

（ア）高田馬場第一児童館において行う事業に関する業務

- ・子供の福祉の増進に関すること。
- ・子供の遊びの指導、児童福祉に関する行事その他子供の健全な育成及び相談に関すること。

- ・高田馬場第一児童館の施設の利用に関すること。
 - (イ) 高田馬場第一児童館の利用の承認及び不承認並びに利用承認の取消し等に関する業務
 - (ウ) 高田馬場第一児童館の施設等の維持管理に関する業務
- エ 主な事業実績
- 利用者数 14,095 人
- (内訳 小学生：6,756 人 中学生：163 人 高校生等：23 人
幼児：3,659 人 その他：3,494 人)

第2 監査の結果

公の施設の管理について、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた事項があった。

所管課についても、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた事項があった。

新宿中央公園パークアップ共同体

《指定管理者》

第1 監査対象の概要

1 団体の概要

新宿中央公園パークアップ共同体（以下「団体」という。）は、新宿区立新宿中央公園の管理運営を行うため、平成24年7月に設立された。

代表者は一般財団法人公園財団、構成員は株式会社昭和造園、日建総業株式会社、小田急電鉄株式会社である。

2 区との関係及びその概要

(1) 区との関係

区は、団体に対し、令和3年度に211,831,434円を指定管理料として支出している。

(2) 指定管理に関する概要

ア 施設名、指定管理料及び指定期間等

施設名	指定管理料	利用料金収入	管理経費	指定期間
新宿区立 新宿中央公園	211,831,434円	10,441,000円	226,480,249円	令和3年4月1日 ） 令和8年3月31日

イ 根拠法令等

新宿区立公園条例（昭和50年新宿区条例第28号）

ウ 主な管理業務の内容

- (ア) 新宿中央公園に係る公園施設の維持管理に関する業務
- (イ) 新宿中央公園を利用するものの利便に資する事業に関する業務
- (ウ) 新宿中央公園フットサル施設の団体登録、利用の承認及び不承認並びに利用承認の取消し等に関する業務
- (エ) 新宿中央公園フットサル施設の利用料金の納入、減免及び返還に関する業務

エ 主な事業実績

- (ア) フットサル施設利用
 - ・団体登録数：1,970団体
 - ・利用コマ数：2,551コマ（1コマ当たり1時間）
- (イ) 夏のジャブジャブ池の開設 中止
- (ウ) 新宿中央公園夏まつり・春まつり 中止
- ※ (イ) (ウ) は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止

第2 監査の結果

公の施設の管理について、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた事項があった。

所管課についても、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた事項があった。

第2 まとめ

1 総括意見

区は、区政の効率化と区民サービスの向上を目的に、公益上の必要がある事業や民間活力を活用した事業等を実施する団体へ財政的援助を行っている。このうち、本年度の監査対象となった団体については、監査の着眼点に基づき監査した結果、前述の「第1 団体別監査結果」で意見を付した事項（P27に掲載）を除き、おおむね適正に行われていたと認められる。

また、併せて所管部局に対して実施した随時監査についても、上記の意見を付した事項を除き、団体に対し、おおむね適切に指導監督及び関連事務が行われていたと認められる。

2 補足意見

しかしながら、補助金等交付団体及び指定管理者について、監査の着眼点別にそれぞれ一部課題が見られたので、次のとおり補足意見を述べる。

(1) 補助金等交付団体について

補助金は、法第232条の2を根拠とし、区が公益上の必要がある事業に対し交付する財政的支援で、区の政策目的を効果的かつ効率的に実現するための有効な手段の一つとして、区民サービスの向上や地域活性化の一端を担っている。

ア 補助金等に係る報告について

提出書類の不備については、これまでの監査においても多くの団体で見られており、繰り返し改善を要望してきたところである。

今回の監査においても、区へ提出する実績報告書や、その他提出資料に誤りや不足があるものは見られたが、一部の団体に留まっていることから、これまでの監査に比べ、改善が見られた。

補助金は、区の政策目的を効果的かつ効率的に実現させるための団体への財政的支援であるから、適切かつ有効に活用されることが求められることはもとより、その有効性や必要性を団体からの提出資料により適切に確認することが必要である。

所管部局においては、今後もチェック体制の充実強化を図り、団体からの提出書類に不備があれば、必要な補正を指導されたい。

区及び団体においては、補助事業は公金が充当されていることを十分に認識し、事業目的が効果的に達成されるよう、適切な補助金交付事務に取り組まれない。

(2) 指定管理者について

法第 244 条の 2 に定められた指定管理者制度は、多様化する住民ニーズに対して、効果的かつ効率的に対応するため、公の施設の管理に民間事業者等の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、管理経費の節減等を図ることを目的としている。

区においても、質の高い公共サービスを提供することにより、公の施設の目的である住民の福祉の増進に資することを目的に、平成 16 年度から導入している。

ア 協定に基づく公の施設の管理について

今回の監査では、年度協定書に基づく人員配置計画で定めた職員の配置人数を、一部満たしていないものが見られた。令和 3 年度は、引き続き新型コロナウイルス感染症の影響による開館時間の短縮や事業の休止等があったものの、人員配置の遵守については、施設に求められている十分な区民サービスの提供という観点から、これまでの監査でも指摘しているところである。

指定管理料は、年度協定書や人員配置計画で定められたとおりに履行されることを前提に積算し、支払われるものであるから、適切に人員配置を行うべきである。一方で、人員配置計画に変更の必要性が生じたのであれば、年度協定書の規定に基づき協議を行ったうえで、区の承認を得る必要がある。

所管部局においては、人員配置を含めた施設の管理状況を随時確認し、団体に対する指導監督について、より一層の充実強化を図られたい。

指定管理料は、団体の経営努力を促す趣旨から、原則として収支差額分の返還や補填は行わないものであるが、人員配置計画の見直しや事業の休止など、団体の経営努力等によらない収支差額分については精算を行うことができるとされている。区においては、募集要項や協定等にこうした精算に係る事項を明確に定めるなど、精算に係る考え方を整理し、職員や団体に再度周知徹底されることを望む。

指定管理料の精算を行わないことが明らかに不合理である経費については、原則として精算すべきであり、区が精算の考え方を明確にすることが、団体の意欲を向上させ、ひいては団体のノウハウを最大限に活用し、経営努力によるインセンティブを引き出す指定管理者制度の趣旨に沿うものとする。

イ 法人本部事務費の取扱いについて

今回の監査では、法人本部事務費に収支差額を加減して計上し、収入額と支出額を同額とした収支報告を行っている事例が見られた。こう

した会計処理は、法人本部事務費の決算額を不明確なものにするとともに、指定管理業務における収支状況の把握を困難にするものであり、平成30年度の監査において、収支差額から生じる利益については法人本部事務費と区分すべきであると意見を述べているところである。

所管部局においては、公の施設の管理の適正を期するためにも、団体から提出された実績報告書等により、法人本部事務費の考え方を含め、管理経費の収支状況等を把握し、業務が適正かつ確実に履行されているかを十分に確認するとともに、適切な指導監督を行われたい。

ウ 管理業務に係る報告について

団体から提出される収支決算報告書や実績報告書に、誤りや不足等があるものが、複数の団体で見られた。これは昨年度の監査でも指摘しているところである。

報告書は、その施設の管理運営に必要な経費を確認し、次年度以降の収支計画や事業計画策定の基礎とするものであるから、団体においては、遅滞なく正確な報告に努められたい。

所管部局においては、団体から提出された報告書の内容について十分に確認し、適切な指導監督ができるよう組織内におけるチェック体制について十分な検証を重ね、内部統制機能の充実強化に取り組まれたい。

エ 指定管理料の見直しについて

区が出資する外郭団体については、補助金や指定管理料の支出など財政的援助を行うに当たって、その支出が当該団体の設置目的に沿った適切なものであるか、十分な検証を行う必要がある。

本年度も新型コロナウイルス感染症の影響により、利用料金収入の減による指定管理料の見直しを区統一の積算方法により行っているが、区においては、財政的援助の原資が公金であることを鑑み、区の外郭団体について、他の団体と一律の対応とするのではなく、当該団体の財務状況、とりわけ公益財団法人が目指すべき収支相償や社会福祉法人の利益相当水準の状況など、剰余金が適切な規模であるかなどを随時確認しながら、適切な運用を図られたい。

区及び団体においては、前記の指定管理者制度の導入趣旨を踏まえ、多様化する住民ニーズに柔軟かつ迅速に対応するため、連携を密にし、行政サービス水準の向上を図るとともに、より一層効果的かつ効率的な施設運営が図られるよう努められたい。

印刷物作成番号
2022-5-5101

令和4年度
財政援助団体等監査結果報告書

令和5年2月 発行 新宿区監査事務局

新宿区歌舞伎町1-5-1
電話 (03) 5273-4579 (ダイヤル)
FAX (03) 5273-3539

この印刷物は、業者委託により310部印刷製本しています。その経費として、1部当たり385円(税込み)がかかっています。ただし、編集時の職員人件費や配送経費などは含んでいません。

新宿区は、環境への負荷を少なくし、未来の環境を創造するまちづくりを推進しています。

本誌は新宿区環境マネジメントに基づき、環境に配慮した印刷用紙を使用しています。